

受益証券発行信託計算規則の改正概要

はじめに

不動産やオルタナティブアセットを投資対象とした金融商品の一つとして、ブロックチェーン技術を利用したセキュリティトークン市場が拡大し続けています。これらのセキュリティトークンは、ファンドの器としては受益証券発行信託を採用していましたが、受益証券発行信託においては、通常の株式会社からの配当や投資信託、投資法人からの分配金とは異なり、計算規則および税制上に元本の払戻しに対する規定がない、評価・換算差額等が分配金計算に含まれているなど、いくつかの課題を有していました。しかし、受益証券発行信託計算規則および税制に改正があり、2026 年 4 月 1 日以後に行われる分配金については、これらの課題が解消されました。今回は、受益証券発行信託計算規則の改正（以下「本改正」）によるファンドの会計処理や会計実務に対する影響を解説します。

なお、本ニュースにおいて、改正前の受益証券発行信託計算規則を参照する際は、旧第〇条のように表記し、改正後の受益証券発行信託計算規則を参照する際は、新第〇条のように表記します。

また、セキュリティトークンの概要や受益証券発行信託に適用される会計制度については、[第 138 号のファンドニュース](#)で解説しています。

本改正の概要

一般社団法人 信託協会より 2025 年 4 月 1 日付で公表された受益証券発行信託計算規則の改正によって、大きく分けて 3 点が改正されています。

(1) 元本の払戻しに関する改正

1 点目は、信託財産の減価償却費相当分に係る投資家（受益者）への分配（利益を原資としない分配）について、「元本の払戻し」として処理するよう、新しく規定が追加された点です。

従来は、投資家に対して利益を超える分配を実施した場合は、利益を超えた部分に係る分配を受益権調整引当額として表示する必要がありました（旧第 25 条第 5 項）。

一方で、新計算規則においては、計算期末において元本の額の減少を実施することができるようになったことに加え（新第 40 条の 2）、計算期間中において元本の額の減少を実施することができるようになりました（新第 25 条の 2）。なお、新第 25 条の 2 による元本の減少を実施する際は、効力を生ずる日、受益権の種類、減少方法、要する額その他必要な事項を定めることとされています。

(2) 評価・換算差額等に関する改正

2 点目は、その他有価証券に負の評価差額金が生じた場合などに実態として存在しない利益が留保金として計上されることがないよう、規定が修正された点です。従来は、時価で評価されている資産について、評価差額金が発生した場合は、当期末処分利益から控除する形式により、評価差額金を示す名称を付した項目をもって表示しなければならないとされていました（旧第 36 条 2 項）。これにより、負の評価差額金が発生した場合に、当期末処分利益に負の評価差額金を加算される形となり、実態として存在しない利益が発生してしまっていました。

受益証券発行信託が特定受益証券発行信託の要件を満たし、法人税課税の対象とならないためには、信託内における留保金が元本に対して 2.5%を超えないようにする必要がある（以下「2.5%ルール」）ため、金額的重要性次第では税務上の取り扱いが異なってしまうこととなっていました。

一方で、新計算規則においては、当該条文は削除され、損益計算書を通じて算定された当期末処分利益又は当期末処理損失をもとに分配金計算を実施することになりました。これにより、負の評価差額金が分配金計算に影響を及ぼすことはなくなりました。

(3) 利益処分計算・損失処理計算に関する改正

3点目は、利益処分計算・損失処理計算に係る規定が統合された点です。従来は、分配金計算に係る条文が旧第36条1項、旧第39条、旧第40条に細分化されており、利益処分計算又は損失処理計算の結果は、損益計算書に含めて表示(旧第35条第2項)することとされてきました。一方で、新計算規則においては、分配金計算に関する条文は第35条の2に統合され、分配金計算の結果は損益計算書に注記することとなりました(新第35条第2項)。

会計処理・会計実務への影響

(1) 元本の払戻しに関する会計処理・会計実務への影響

これまでは、受益証券発行信託からの分配金は、配当原資にかかわらず、収益分配として課税の対象となっていました。そのため、不動産のセキュリティトークンを中心に、アセットマネージャーが分配金の総額を決定し、その後、ファンドの財務諸表作成プロセスを経て算定される当期純利益から逆算することにより、受益権調整引当額の金額を決定するような実務がみられました。

改正後は、元本の払戻しの場合は、新第25条の2、新第40条の2いずれの場合でも、貸借対照表に計上されている元本の金額から直接分配金を減算するような会計処理を実施する必要があります。したがって、収益を原資とする分配額と元本の払戻しの額を分けて決定する必要があります。

また、特定受益証券発行信託の要件の一つである2.5%ルールを満たすためには、これまでどおり計算期間の期末しか実施することができないため、利益配当を実施する場合は、計算期間末日時点で収益分配を実施するという意思決定を実施している必要があります。一方で、元本の払戻しについては、計算期間中も含めて可能となるため、元本の払戻しによる分配を実施するという意思決定を実施したタイミングで分配金を認識し、相手勘定として未払分配金を認識することになります。

(2) 評価差額金に関する会計実務への影響

これまでは、その他有価証券に負の評価差額金が生じた場合などに実態として存在しない利益が留保金として計上されるため、例えば、未上場株式を組み入れる受益証券発行信託を想定すると、多額の評価損を計上した場合に、存在しない利益を分配しなければならないという矛盾が存在していたため、このようなファンドの組成の障害となっていました。

しかし、本改正によりこのような矛盾が解消されたため、未上場株式を組み入れる受益証券発行信託の組成など、組み入れ資産をより柔軟に検討することができるようになりました。

(3) 改正前に表示された受益権調整引当額

本改正の前に表示された受益権調整引当額については、当該受益証券発行信託の信託終了までは、これを貸借対照表の元本等の部に表示できるとされています。ただし、信託終了時まで、受益権調整引当額の全額を戻し入れなければならない、この戻し入れに際し受益権調整引当額を減算するに当たっては、当該減算額は当期末処分利益又は当期末処理損失に当該金額を加算する形式により受益権調整戻入額として表示しなければならないとされています(附則第2条)。

開示への影響

(1) 損益計算書に関する注記

改正概要の(3)で記載したとおり、利益処分計算又は損失処理計算の結果は、損益計算書に含めて表示(旧第35条第2項)することとされてきましたが、新計算規則においては、分配金計算の結果は損益計算書に注記することとなりました(新第35条第2項)。

(2) 貸借対照表に関する注記

受益証券発行信託計算規則自体の本改正には記載されていませんが、公募の受益証券発行信託においては、金融商品取引法に基づき有価証券報告書の提出対象となるため、受益証券発行信託計算規則に加え、財務諸表

等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和三十八年大蔵省令第五十九号。以下「財務諸表等規則」)に基づいて財務諸表を作成する必要があります。財務諸表等規則第 109 条によれば、株主資本等変動計算書に関する注記として、株式の種類ごとの配当総額や一株当たり配当額、基準日、効力発生日等の内容を記載することが求められています。受益証券発行信託において株主資本等変動計算書の作成は求められていませんが、本条文を準用し、貸借対照表に関する注記において、配当の内容を注記する実務がみられます。

そのため、貸借対照表に関する注記に配当の内容を記載するファンドにおいては、配当原資ごとに配当の内容を記載することを検討するものと考えられます。

(3) 会計方針の変更に関する注記、表示方法の変更に関する注記

会計基準等の改正に伴い会計方針を変更した場合は、重要性に乏しい場合を除き、当該会計基準等の名称、会計方針の変更の内容等、一定の事項を注記する必要があります(財務諸表等規則 第 8 条の 3 第 1 項、会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準 第 10 項、受益証券発行信託計算規則第 6 条第 2 項)。

また、表示方法を変更した場合も、財務諸表の組替えの内容や理由等、一定の事項を注記する必要があります(財務諸表等規則 第 8 条の 3 の 4、会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準 第 16 項、受益証券発行信託計算規則第 6 条第 2 項)。

したがって、2026 年 4 月 1 日以後に第 2 期以降を迎えるファンドについては、それ以前は旧計算規則に基づいて会計処理・表示していたこととなりますので、当該基準に基づき会計方針の変更に関する注記や表示方法の変更に
関する注記を付すことになると考えられます。

適用時期

本改正は 2026 年 4 月 1 日以後終了する受益証券発行信託の計算期間に係る計算書類について適用し、同日前に終了する計算期間に係るものについては、従前の計算規則によることとされています。

内容にご質問などございましたら、以下のお問い合わせフォームからご連絡いただければと思います。文中の意見にわたる部分は筆者の私見であることを申し添えます。

PwC Japan 有限責任監査法人
品質管理本部 メソドロジー & テクノロジー部
マネージャー 大内 一央

PwC Japan 有限責任監査法人

〒100-0004 東京都千代田区大手町 1 丁目 1 番 1 号 大手町パークビルディング

お問い合わせ: <https://www.pwc.com/jp/ja/ja-contact.html>

本資料は概略的な内容を紹介する目的で作成されたもので、プロフェッショナルとしてのアドバイスは含まれていません。個別にプロフェッショナルからのアドバイスを受けることなく、本資料の情報を基に判断し行動されないようお願いします。本資料に含まれる情報は正確性または完全性を、(明示的にも暗示的にも)表明あるいは保証するものではありません。また、本資料に含まれる情報に基づき、意思決定し何らかの行動を起こされたり、起こされなかったことによって発生した結果について、PwC Japan 有限責任監査法人、およびメンバーファーム、職員、代理人は、法律によって認められる範囲においていかなる賠償責任、責任、義務も負いません。

© 2026 PricewaterhouseCoopers Japan LLC. All rights reserved. PwC refers to the PwC network member firms and/or their specified subsidiaries in Japan, and may sometimes refer to the PwC network. Each of such firms and subsidiaries is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.

This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors.